

毎週火・金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

号）の一部を次のように改正する。
第十二条中「第十七条第二項」を「第十七条第一項」に
「第二十八条第二項」を「第二十八条第一項」に改める。
第十四条第二号中「（標識の位置を明示すること）」を削る。

第十五条から第十七条までを削る。

第四号様式中「第十七条第二項」を「第十七条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県乳牛產乳能力検定条例施行規則をここに公布する。
昭和二十八年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第七十九号
（申請書）

狩獵法施行細則（昭和二十五年十月鳥取県規則第八十一
狩獵法施行細則の一部を改正する規則

狩獵法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十八年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第一条 鳥取県乳牛產乳能力検定条例（昭和二十八年十

月鳥取県条例第四十九号以下「条例」という。) 第五
条の申請書は別記第一号様式によるものとする。
(検定の実施)

第二条 検定員は予備搾乳が行われたことを確認し、検定開始の日及び検定終了日のほか一箇年検定及び六箇月検定にあつては、検定開始の日から三十日ごとを基準とした日、一箇月検定にあつては、検定開始の日から十五日目の日又はその前後の日に立ち会つて毎搾乳時の乳汁を衡量しゲルベル氏法又はバブコック氏法で乳脂を検定しなければならない。但し特別の場合においては立会日を変更することができる。

2 前項の場合必要と認めるときは隨時検定又は調査をすることができる。

(総乳量並びに総乳脂量)

第三条 能力検定の総乳量は、検定員において正当と認められた全期間搾乳量の総和とし、総乳脂量は前条で得た毎回検定時の乳脂率に基いて第四条の算定方法で得た一定期間内の乳脂量の総和とする。

(一定期間中の総乳脂量)
第四条 検定期間中の一定期間の総乳脂量は、各一日の乳量にその日に最も近い立会日の乳脂率(兩立会日の中央に位する日については兩立会日の乳脂率の平均)を乗じて得た乳脂量の総和とする。

(乳脂日量並びに乳脂率)

第五条 乳脂日量は第二条の検定で得た当日の搾乳ごとの乳脂率をその搾乳量に乘じたものの総和とし、当日の乳脂率は搾乳量に対する乳脂量の百分率とする。但し、乳脂日量及び乳脂率は、混合供試乳によることができる。

(混合供試乳)

第六条 乳脂検定のため一日間の混合供試乳を採る場合は、必ず各搾乳時の乳量により一キログラムにつき一〇〇〇の割合でこれを採取し混合するものとする。

(搾乳回数)

第七条 検定に当つては一日の搾乳回数を四回以内として毎搾乳時の間隔をなるべく一定にする。

(検定成績の報告)

第八条 条例第七条の報告は、搾乳ごとに乳汁を衡量し、一箇年検定及び六箇月検定にあつては、毎月末日、一箇月検定にあつては検定終了後別記第二号様式によつて検定員を経て提出するものとする。

(検定証明書)
第九条 条例第八条の検定証明書は、別記第三号様式によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第一号様式

牛乳能力検定申請書

一 種 号

二 血統登録番号 第 号

三 生 年 月 日 昭 和 年 月 日

四 種 付 年 月 日 昭 和 年 月 日

五 分 べん 予 定 日 昭 和 年 月 日

月鳥取県条例第四十九号以下「条例」という。) 第五
条の申請書は別記第一号様式によるものとする。
(検定の実施)

第二条 検定員は予備搾乳が行われたことを確認し、検定開始の日及び検定終了日のほか一箇年検定及び六箇月検定にあつては、検定開始の日から三十日ごとを基準とした日、一箇月検定にあつては、検定開始の日から十五日目の日又はその前後の日に立ち会つて毎搾乳時の乳汁を衡量しゲルベル氏法又はバブコック氏法で乳脂を検定しなければならない。但し特別の場合においては立会日を変更することができる。

2 前項の場合必要と認めるときは隨時検定又は調査をすることができる。

(総乳量並びに総乳脂量)

第三条 能力検定の総乳量は、検定員において正当と認められた全期間搾乳量の総和とし、総乳脂量は前条で得た毎回検定時の乳脂率に基いて第四条の算定方法で得た一定期間内の乳脂量の総和とする。

(一定期間中の総乳脂量)
第四条 検定期間中の一定期間の総乳脂量は、各一日の乳量にその日に最も近い立会日の乳脂率(兩立会日の中央に位する日については兩立会日の乳脂率の平均)を乗じて得た乳脂量の総和とする。

(乳脂日量並びに乳脂率)

第五条 乳脂日量は第二条の検定で得た当日の搾乳ごとの乳脂率をその搾乳量に乘じたものの総和とし、当日の乳脂率は搾乳量に対する乳脂量の百分率とする。但し、乳脂日量及び乳脂率は、混合供試乳によることができる。

(混合供試乳)

第六条 乳脂検定のため一日間の混合供試乳を採る場合は、必ず各搾乳時の乳量により一キログラムにつき一〇〇〇の割合でこれを採取し混合するものとする。

(搾乳回数)

第七条 検定に当つては一日の搾乳回数を四回以内として毎搾乳時の間隔をなるべく一定にする。

別記第一号様式

牛乳能力検定報告 検定員

名 (印)

氏

| 生年月日 | 昭和 年 月 日 | 血統登録番号 | 第 号 |
|------|----------|--------|----------|
| 開始月日 | 昭和 年 月 日 | 検定終了月日 | 昭和 年 月 日 |
| 月日 | | 泌 乳 量 | 乳 脂 量 |
| 第一回 | 第二回 | 第三回 | 第四回 合計 |
| | | | 乳脂率 |
| | | | 乳脂量 |
| | | | 備考 |

前回分べん年月日 昭和 年 月 日

上記のとおり報告します。

00141

第2464号 4

昭和 年 月 日

所有者又は 住所 管理者 氏 名(印)

鳥取県知事 氏

名殿

名(印)

別記第三号様式

第 号

産乳能力検定証明書

種類 血統登録番号 第 号 種

生年月日

昭和 年 月 日

所有者又は管理者

血統父

母

号

毛色及び特徴

右検定したことを証明する。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名(印)

鳥取県告示第四百九十六号
結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条

告 示

田中 武雄

藤田 茂

中原 愛治

上原 敏治

溝口谷川土地改良区

深田 操

日野郡溝口町大字溝口

木島 義治

木島 喜一

伊沢 次郎

光木 祐治

秋田 耕治

山中 茂富

神庭 三郎

大字溝口

田中 武雄

藤田 茂

中原 愛治

上原 敏治

溝口谷川土地改良区

深田 操

日野郡溝口町大字溝口

木島 義治

木島 喜一

伊沢 次郎

光木 祐治

秋田 耕治

山中 茂富

神庭 三郎

大字溝口

第1号様式裏面

能力検定成績

| 検定の種類及び年型 | 日検定 | 年型 |
|-----------|------------|-----|
| 最近分べん | 昭和 年 月 日から | 日まで |
| 最高一日泌乳量 | | |
| 平均一日泌乳量 | | |
| 総乳脂量 | | |
| 平均脂肪率 | | |
| 総泌乳量石換算 | | |

00142

第2464号

昭和28年11月10日 火曜日 鳥取県公報 第2464号

の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和二十八年十一月十日

| | |
|-----------|--------------------|
| 名 称 所 在 地 | 鳥取県知事 西 尾 愛 治 |
| 入沢医院 | 日野郡日野上村大字 矢戸四五四 |
| カメノリ外科医院 | 鳥取市瓦町一二四 |
| 保健所 | 根雨 昭和二十一年五月五日 |
| 保健所 | 保健所 指定 年月日 |
| 保健所 | 保健所 指定 年月日 |

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条
第九項の規定により、次のように土地改良区から理事の
氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十八年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

西郷村弓河内土地改良区

有本 文吉

八頭郡西郷村大字小畠

谷口 寿瑛

"

雜 報

昭和二十八年十一月十日

鳥取食糧事務所長 布野 長良

町村合併に伴う管轄区域の変更について

00143

昭和28年11月10日 火曜日 鳥取県公報 第2464号 6

当所倉吉支所三朝出張所の管轄区域及び町村名を昭和二十八年十一月一日から次の通り変更した。

記

一 管轄区域及び町村名

四百四

旧 三朝村 小鹿村 三徳村 加村 竹田村
二 事務所の所在地

新
島根県東伯郡三朝町大字山田五五の
三朝村大字山田五五の

二 墓廟用の月石塔

發行者 火金

行鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
所